

所得税の確定申告は3月15日までに提出しなければなりません、贈与税の申告も同様に3月15日までとなっています。

## ● 暦年課税と相続時精算課税

贈与税は、その年分の贈与を受けた財産に対して課税されますが（暦年課税）、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与の場合は、「相続時精算課税」が選択できます。

暦年課税	年間110万円までは非課税					
	課税価格 = 贈与財産 - 年間110万円					
	税額 = 課税価格 × 税率 - 控除額					
	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
	200万円以下	10%	-	600万円以下	30%	65万円
300万円以下	15%	10万円	1000万円以下	40%	125万円	
400万円以下	20%	25万円	1000万円超	50%	225万円	
相続時 精算課税	特別控除額 2500万円					
	課税価格 = 贈与財産 - 特別控除額 2500万円（残額は翌年以降へ繰越）					
	税額 = 課税価格 × 20%					

相続時精算課税は贈与がなかったものと考えて、親が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産に加算されますので、2500万円が非課税となるわけではありません。また、一度選択すると、その親からの贈与については「暦年課税」の110万円の非課税枠は使うことができません。

## ● 暦年課税の特例

暦年課税には110万円の非課税枠に加え、配偶者控除や住宅取得等資金非課税措置などの特例があります。これらは申告をしなければなりませんので注意が必要です。

配偶者控除	婚姻期間20年以上の配偶者から 居住用不動産等の贈与	2,000万円控除
住宅取得等資金 非課税措置	直系尊属から住宅取得資金の贈与	平成24年は省エネ・耐震住宅1,500万円、 その他1,000万円控除

## 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告 贈与税の申告	2月16日～3月15日 "
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。  
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。  
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。  
 住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。